

名 称	能美市コミュニティ広場整備補助金交付要綱（抜粋）
目 的	地域コミュニティの促進と地域住民の憩いの場の確保を図るため、コミュニティ広場の整備に係る補助金の交付に関し必要な事項を定める
<p>(定義)</p> <p>コミュニティ広場とは、都市公園及び都市公園に準ずる公園（開発行為あるいは土地区画整理事業で整備された公園のうち都市公園として認定されていない公園）に属さない公園又は広場で、地元町会又は町内会が管理し、利用者の用に供するため常に良好な状態に保たれている公園又は広場をいう。</p> <p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、コミュニティ広場の整備を行う町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行なう。 2. 補助を受けようとする町会又は町内会は、能美市補助金交付規則に基づく申請書を市に提出し交付決定を受けなければならない。 <p>(交付対象要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助の対象となるコミュニティ広場の整備は、次のいずれにも該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 整備面積が300㎡以上であり、地域コミュニティの活性化と地域住民の憩いの場にふさわしい施設等を有すること。（既存のコミュニティ広場を拡張整備する場合は、既存の面積を含む） (2) 交付対象費用（コミュニティ広場の造成及び施設等の整備に要する費用）の総額が300万円以上であること。 (3) 整備区域内で同時に当該補助金以外の補助を受けていないこと。 2. 敷地の購入又は借入れに要する費用、既存の建築物その他工作物の解体又は移転に要する費用（既存のコミュニティ広場の施設等の移転は含まない）、測量、設計、登記等の委託料等のほか、コミュニティ広場の整備として不相当と認められるものに要する費用は交付対象から除外する。 <p>(補助金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象費用の2分の1に相当する額とする。ただし、1千万円を限度とし、千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部土木課（TEL：58-2250、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>	

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=934

【QRコード】



- ※ 平成23年4月1日から施行
- ※ 平成27年4月1日改正
- ※ 平成30年4月1日改正
- ※ 令和3年4月1日改正
- ※ 令和4年4月1日改正